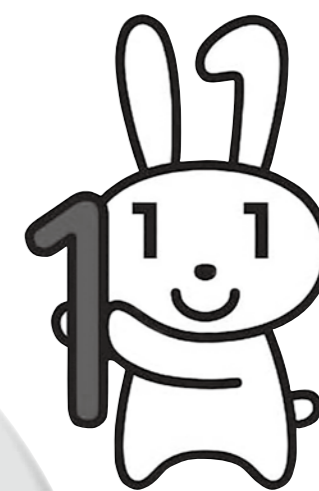
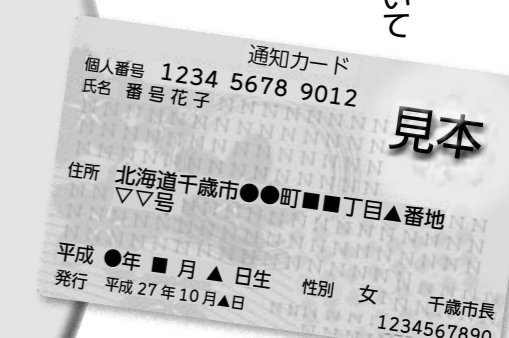


皆さん一人ひとりに マイナンバー 10月から通知

マイナンバー(個人番号)は、国民一人ひとりが持つことになる12桁の番号です。平成28年1月以降、社会保障・税・災害対策分野の行政手続で、国や市町村などが保有する個人の情報が、同じ人の情報であることを確認するために活用します。今月の焦点では、マイナンバー制度の概要や今後のスケジュールなどについてお伝えします。



マイナちゃん



表面にマイナンバー(個人番号)を記載しています。「通知カード」は大切に保管してください。

マイナンバー 3つのメリット

1 公平、公正な社会の実現

- ・国や市が市民の皆さんの所得や各種手当などの受給状況を確認しやすくなり、税負担の公平化が図れます。
- ・社会保障分野の各種給付や手当などの行政サービスを必要としている方に、きめ細かいサービスを提供できるようになります。

2 利便性の向上

- ・年金や各種手当などを申請するとき、提出書類を省略できるものがあり、手続きが簡素化されます。
- ・国や市が管理している個人情報の確認、社会保険料の支払金額・税の確定申告で必要となる情報などを自宅のパソコンやスマートフォンから受け取ることができるようになります(予定)。

3 行政の効率化

国や市がそれぞれ管理している年金や各種手当などの情報を連携することにより、迅速で正確な手続きができるようになります。

マイナンバーを記入する手続き

市は、10月から、住民登録のある住所地にマイナンバーを記載した「通知カード」を世帯主宛に郵送します。

平成28年1月以降、市民の皆さんが社会保障・税・災害対策分野の手続をするとき、申請書などにマイナンバーを記入するほか、税の手続きにおいては、事業主にマイナンバーを提示する必要があります。

分野	手続き
社会保障	年金、雇用保険の資格取得と給付、児童手当、児童扶養手当の給付、障害者手帳の交付など
税	確定申告書、源泉徴収票、扶養控除、支払調書、法定調書など
災害対策	被災者生活再建支援金の支給など

市は、社会保障・地方税・災害対策の分野で、市が独自に実施するサービスについて、マイナンバーを利用して市民の皆さんの利便性が向上するよう制度の活用について検討を進めています。

平成28年1月からのマイナンバーの利用開始に向けて、必要な事項を条例で定める予定です。

個人情報は大丈夫？

個人情報が外部に漏れることや他人のマイナンバーを使用したなりすましを防ぐため「マイナンバーに関する法律(番号法)」では、制度面とシステム面から個人情報を保護しています。

制度面での保護

番号法に定めるもの以外、マイナンバーの収集や保管を禁止しています。マイナンバーを収集するときは、なりすまし防止のため本人確認が義務づけられています。また、マイナンバーが適切に管理されているか国が監視・監督します。

システム面での保護

国税に関する個人情報は税務署、児童手当や生活保護の受給などに関する個人情報は市というようにこれまでと同様、情報を分散して管理します。

各機関で情報を連携するときは、マイナンバーを直接使用せず情報を暗号化します。

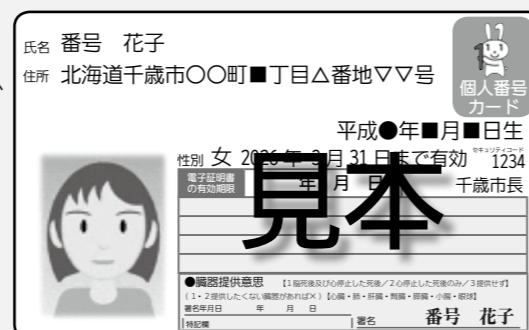
また、平成29年1月から、いつ、誰が、どのような理由で情報を連携させたか、不正・不適正な照会や提供が行われていないかを本人がパソコンやスマートフォンで確認できるマイナポータル(情報提供記録開示システム)の利用が開始されます。

個人番号カードを交付します

個人番号カード発行の申請を行った方に対し、平成28年1月から交付を開始します。表面に氏名、住所、生年月日、性別と本人の顔写真を表示し、裏面にはマイナンバーを記載し、ICチップを搭載しています。個人番号カードの申請方法は、今後、広報ちとせでお知らせします。

個人番号カードは、

- 運転免許証やパスポートなどと同じ顔写真付きの公的身分証明書です(初回発行手数料は無料)。
 - 平成28年1月以降、申請書などに記入するマイナンバーの確認に使用します。
 - ICチップの活用により、e-Tax(税の電子申告)など各種電子申請ができます。
- ※ICチップには、所得や病歴などプライバシー性の高い個人情報は記録されません。



今後のスケジュール

●平成27年10月から

- ・住民登録のある住所地にマイナンバーを記載した「通知カード」を簡易書留で郵送
- ※ドメスティック・バイオレンス被害者や東日本大震災の被災者などで住民票の住所地で受け取れない方は、市民課(☎(24)0264)にご相談ください。
- ・「個人番号カード」の申請受付開始

●平成28年1月から

- ・市民の皆さんが社会保障・税・災害対策の行政手続をするとき、各種申請書にマイナンバーを記入
- ・申請した方に「個人番号カード」の交付を開始

●平成29年1月から

- ・国の行政機関の間で情報連携を開始
- ・「マイナポータル」の利用開始

●平成29年7月から

- ・国や他市町村との間で情報連携を開始

マイナンバーに関する
お問い合わせ先
(全国共通ナビダイヤル)
☎0570(20)0178

記事のお問い合わせ

行政管理課主査
番号制度担当
☎(24)3131
内線866

※マイナンバーについての詳細は、市のホームページからご覧になれます。